# 滋賀マザーズジョブステーション　LINE公式アカウント利用要領

## （目的）

第１条　この要領は、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課（以下「当課」という。）が、滋賀マザーズジョブステーションのLINE公式アカウントを県民等への情報伝達媒体として利用するにあたって、必要な事項を定める。

## （用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）LINE

　LINE株式会社がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）LINE公式アカウント

　特定の企業やブランドなどが、ユーザーに情報発信するためのアカウントをいう。

（３）公式アカウント

　当課が運用する次のLINE公式アカウントをいう。

　アカウント名：滋賀マザーズジョブステーション

（４）利用者

　公式アカウントからの情報を受信する者、公式アカウント上のコンテンツに対して「いいね」「シェア」およびその他LINE公式アカウント上の各機能を使用する者をいう。

## （運用管理者）

第３条　公式アカウントの運用管理は、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

（１）公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）ユーザー情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

## （投稿者）

第４条　公式アカウントへの投稿等は、運用管理者が指定した職員および受託業者が行う。

## （掲載情報）

第５条　公式アカウントでは、次に掲げる情報を掲載する。

（１）滋賀マザーズジョブステーションが実施するセミナーやイベントの開催案内

（２）滋賀マザーズジョブステーションからのお知らせおよび情報提供

（３）その他運用管理者が適当と認めるもの

## （禁止事項）

第６条　公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（10）掲載記事と無関係なもの

（11）上記（１）から（10）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

（12）その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２　利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

## （コメントへの返信）

第７条　利用者からのコメントに対する返信は、自動返信を除いて原則として行わない。

## （著作権）

第８条　公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

## （アカウントの明示）

第９条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

## （免責事項）

第10条　滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

２　滋賀県は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

３　滋賀県は、その他公式アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わない。

## （その他）

第11条　この要領に定めのない事項は運用管理者が別に定める。

付則

この利用要領は、令和元年５月１日より施行する。